

学校法人鎮西学院 常任理事会設置規程

（目的）

第 1 条 この規程は、寄附行為施行細則第 12 条の規定に基づき、常任理事会の構成及びその運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（構成員）

第 2 条 常任理事会は、以下の構成員により構成される。

- （1）理事長
- （2）代表業務執行理事
- （3）業務執行理事
- （4）寄附行為第 8 条第 1 号ないし第 5 号の理事

（招集）

第 3 条 常任理事会は、書面、電子メールその他相当と認める方法で、理事長が招集する。

2 理事長は、常任理事会を招集するときは、会議の日時及び場所を、監事に通知しなければならない。

（議長）

第 4 条 常任理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

（同席）

第 5 条 監事は、常任理事会に同席することができる。

2 議長は、必要と認める職員を常任理事会に同席させることができる。

（審議事項）

第 6 条 常任理事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決議する。

- （1）学院長、学長、校長、園長、事務局長、学部長、教頭、総宗教主事を除く重要な人事
- （2）1000 万円以上 1 億円未満の契約の締結
- （3）その他学院及び学院が設置する学校の管理運営に関する重要事項及びあらかじめ理事会が委任した事項

（企画立案・連絡調整・進捗管理）

第 7 条 常任理事会は、次の各号に定める事項について企画立案・連絡調整・進捗管理を行う。

- （1）法人の日常業務に関する事項
- （2）理事会に提案する議案に関する事項
- （3）予算執行における重要事項
- （4）学院の事業計画に関する事項

- (5) その他学院及び学院が設置する学校の管理運営に関する重要事項及びあらかじめ理事会が委任した事項

(定足数及び決議要件)

第 8 条 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、開会することができない。

2 常任理事会の議事は、出席者の過半数の賛成により決する。

(報告)

第 9 条 常任理事会で決議した事項は、理事会へ報告しなければならない。

(議事録)

第 10 条 議長は、常任理事会の開催ごとに、議事録を作成しなければならない。

2 常任理事会の構成員及び監事は、常任理事会の議事録を閲覧することができる。

(事務局)

第 11 条 常任理事会に関する事務は、総務課が行う。

(報告)

第 12 条 委員長は、常任理事会において審議する事項について、広く教職員の意見を聴取するよう努めるとともに、これを理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 常置委員会規程は廃止する。

この規程は、2025(令和 7)年 4 月 1 日より施行する。